

## 第2種低層住居専用地域内における特定小売店舗出店等に伴う 周辺環境保全に関する届出指針の実施要領

### 1 第4（設置者の届出）関係

（1）新設等届出書は第1号様式とし、次の事項を参考に記載するものとする。

#### 【施設に関すること】

- ① 建築物の屋根及び外壁の色相・明度・彩度については、周辺の景観との調和に配慮すること。
- ② 建築物の外壁の後退距離については、隣地との適切なスペースが確保できるように配慮すること。
- ③ 屋外広告物の総面積、明度・彩度及び構造については、周辺の景観との調和に配慮すること。
- ④ 駐車場及び駐輪場の設置台数については、類似店舗の例を参考に、周辺の交通実態とピーク時の来客自動車・二輪車台数の予測を基に必要な台数を設置し、近隣への駐車、駐輪がおこらないよう配慮して設置すること。
- ⑤ ごみ施設については、分別式（可燃物、ペットボトル、ビン・缶等）による各ごみの排出量の予測をもとに算出し、必要な規模とすること。
- ⑥ バリアフリー・街並みづくり・防災対策等については、独自の対策を講じている事項を記載すること。

#### 【生活環境等に配慮した事項】

- ① 駐車場利用時間帯・搬入搬出車両の稼働時間帯の設定にあたっては、周辺への騒音に対して十分配慮すること。
  - ② 交通渋滞防止対策について、必要がある場合は、周辺環境に配慮した誘導計画、整理員の配備計画等を立てるように努めること
  - ③ その他、営業時における騒音防止対策を講じること。
- （2）変更届出書は第2号様式によるほか、前項の各号に定める事項のうち変更内容に関連する事項を記載した書類を添付すること。
- （3）新設等届出書、変更届出書及び廃止届出書の届出先は、都市建設部都市計画課とし、提出部数は正本1部、副本1部とする。

### 2 第6（説明会の開催）関係

設置者は、説明会の日時、場所等について、近隣住民に漏れなく周知するよう努めること。

### 3 第7（説明会の報告）関係

説明会報告書は第3号様式とし、届出先は都市建設部都市計画課、提出部数は正本1部、副本1部とする。

### 4 第10（廃止）関係

廃止届出書は第4号様式とし、届出先は都市建設部都市計画課、提出部数は正本1部、副本1部とする。

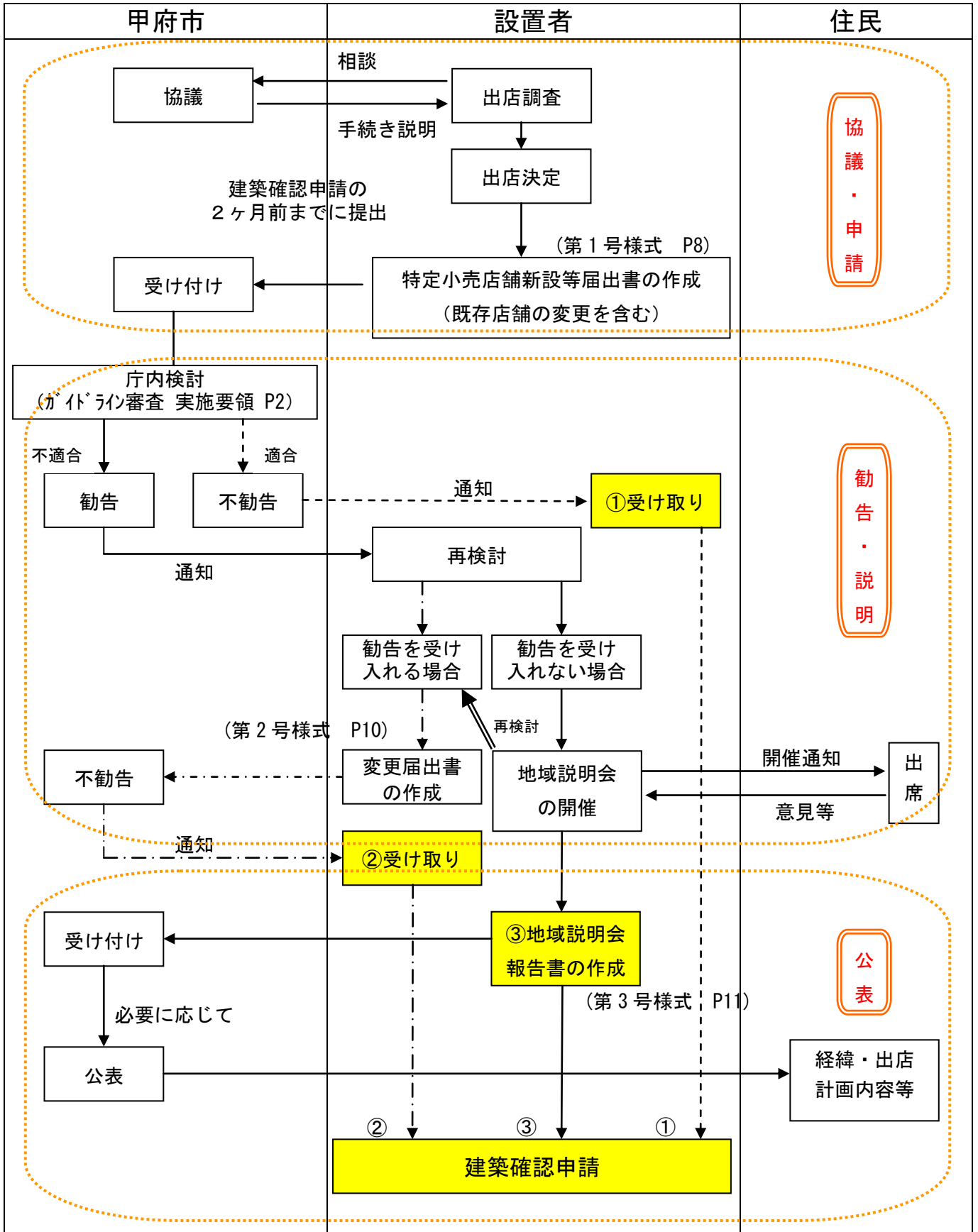
第2種低層住居専用地域内における特定小売店舗出店等に伴う  
周辺環境保全に関する届出ガイドライン

No.	事 項	審査内容	備 考
1	建築物	<p>① 建築物の屋根・外壁について、明度は3～7の範囲、彩度は4以下とする。ただし、色相がN系(白黒)の場合については、明度は4～9の範囲とする。</p> <p>② 建築物の外壁の後退距離は、道路に接する部分にあっては2m、その他の部分にあっては1m以上とする。</p>	①②⇒建築物の屋根・外壁及び外壁の後退距離については、風致地区制限を適用する。
2	屋外広告物	<p>① 屋外広告物の総表示面積は、9㎡以下とする。</p> <p>② 屋外広告物の明度は、2～8の範囲とする。</p> <p>③ 屋外広告物の彩度は、6以下とする。</p> <p>④ 屋上の掲示でないこと。</p> <p>⑤ ネオン管を使用していないこと。</p> <p>⑥ 回転灯を使用していないこと。</p> <p>⑦ 照明が点滅するものでないこと。</p> <p>⑧ 発光又は反射を伴う塗料や材料を使用していないこと。</p> <p>⑨ 表示内容が変化するものでないこと。</p> <p>⑩ 建植(独立)広告物の高さは、10m以下とする。</p>	<p>県の屋外広告物条例に基づき、当該用途地域は「第2種禁止区域」に該当する。 「実施要領 P4」</p> <p>①⇒県条例で許容される総表示面積は10㎡以下であるが、地域特性を考慮して9㎡以下に引き下げる。</p> <p>②～⑨⇒県の屋外広告物条例で定められている自家用屋外広告物よりも厳しい管理用屋外広告物の制限内容を適用する。</p> <p>⑩⇒建築物の高さ制限を適用する。</p>
3	営業時間	<p>① 開店時刻は、5時(午前5時)からとする。</p> <p>② 閉店時刻は、23時(午後11時)までとする。</p>	地域特性を考慮して「深夜営業」は避ける。
4	交通施設 ※	<p>① 駐車場の設置台数は、2台以上とする。</p> <p>② 駐輪場の設置台数は、4台以上とする。</p>	
5	ごみ施設 ※	<p>① ごみ施設は、可燃物、ペットボトル、ビン・缶等の分別式とする。</p> <p>② ごみ施設の総面積は、0.6㎡以上とする。</p>	
6	生活環境等 への配慮 ※	① 駐車場の利用時間及び搬入搬出車両の稼働時間は、営業時間内とする。	

(注1) パン屋・菓子屋等の小売店舗及び理髪店等については、4～6の審査項目(※印)を除く。

(注2) 色相・明度・彩度については、マンセル値とする。

第2種低層住居専用地域内における特定小売店舗出店等に伴う  
 周辺環境保全に関する届出フロー



屋外広告物規制一覧表（山梨県屋外広告物条例）

地域区分		用途地域他	備考
禁 止 区 域	第1種禁止区域	風致地区	
		秩父多摩甲斐国立公園（特別地域）	
	第2種禁止区域	第1種低層住居専用地域	
		第2種低層住居専用地域	
		第1種中高層住居専用地域	
		第2種中高層住居専用地域	
		公園又は緑地	
		甲府駅前広場	
		中央自動車道	道路用地端から500m
		県道甲府昇仙峡線	道路用地端から500m
国道358号	道路用地端から1000m		
許 可 地 域	第1種許可地域	都市計画区域外の国立公園内（特別地域を除く）	
		市街化調整区域	
	第2種許可地域	第1種住居地域	
		第2種住居地域	
		準住居地域	
		近隣商業地域	
		準工業地域	
		工業地域	
		工業専用地域	
		非線引き、用途指定なし	中道地域
	都市計画区域外で第1種許可地域に属さない地域		
第3種許可地域	商業地域		